

鳥労基発 1029 第 2 号
令和 2 年 1 0 月 2 9 日

各労働災害防止団体の長 殿

鳥取労働局労働基準部長

令和 2 年度「ゼロ災 5 5」無災害運動の実施について

時下、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

また、労働基準行政の推進については、日頃より格別の御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

鳥取県の休業 4 日以上労働災害は、本年 9 月末現在において**前年同期に対し 34 人増加**し 366 人となっています。この数値はここ 5 年間の統計の中で一番多い数値となっています。

一方、死亡者数については、本年**9 月末現在において 6 人となり、すでに昨年 1 年間の人数を超えています**。また、**10 月には 7 人目の死亡災害が発生しており**、直近 1 0 年間で最多の平成 23 年に迫る勢いとなっており、誠に憂慮すべき状況にあります。

労働災害は本来あってはならないものであり、その中でも死亡災害は絶対に発生させてはなりません。労働災害を発生させないためには、**基本的な安全活動の着実な実施・確認という原点に立ち返って安全衛生活動に取り組んでいただくことが必要**であると考えています。

このため、鳥取労働局では、本年も、各事業場の労使が一体となって無災害運動を推進し、新たなる決意をもって新年を迎えていただくことを願って、労働災害が多くなる年末の 11 月 7 日から 12 月 31 日までの 55 日間を対象として、

『 **1つ1つの確認と 1人1人の心掛け みんなで築く 55ゼロ災** 』

をスローガンに、「ゼロ災 5 5」無災害運動を展開することとしています。

つきましては、「ゼロ災 5 5」無災害運動実施要綱（別紙 1 参照）の「事業場の実施事項」の周知について、特段の御配慮をいただきますようお願い申し上げます。

なお、本運動の実施に当たり、リーフレット、のぼり、ポスターを送付させていただきますので、貴団体傘下の会員等に配布下さいますようお願い申し上げます。



令和2年度（第32回）「ゼロ災55」無災害運動実施要綱

1. 趣 旨

鳥取労働局では、労働災害防止団体等と連携して、年末までの55日間で各事業場の労使が一体となって無災害運動を推進し、新たな決意を持って新年を迎えていただくことを願って、平成元年から「ゼロ災55」無災害運動を展開しており、今年で32回目を迎えます。

現在「第13次労働災害防止推進計画」による取組をすすめているところであり、令和元年の労働災害は前年より26人減少しましたが、本年7月末現在では、昨年同時期に対し46人の大幅な増加となっています。

また、本年7月末現在の死亡者数は4人となり、前年1年間の人数と同数となっています。

このような状況から、今回の「ゼロ災55」無災害運動期間中は、6つの柱を重点として死亡・休業災害ゼロを目指します。

また、職場におけるリスクアセスメントの実施の促進を図り、災害ゼロから危険ゼロへとレベルアップした安全管理を目指します。

各事業場の経営トップ、安全衛生担当者等は、新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮しつつ、本期間中、積極的に自主的な安全衛生活動を推進することとします。

2. スローガン

**「1つ1つの確認と 1人1人の心掛け
みんなで築く 55ゼロ災」**

3. 期 間

令和2年11月7日（土）～12月31日（木）

4. 「ゼロ災55」6つの柱

- (1) 墜落・転落災害防止対策の推進
- (2) 転倒災害防止対策の推進
- (3) はさまれ・巻き込まれ災害防止対策の推進
- (4) 交通労働災害防止対策の推進
- (5) エイジフレンドリーガイドラインによる取組の推進
- (6) 健康確保対策の推進

5. 事業場の実施事項

- (1) 経営トップによる職場安全衛生パトロールの実施
- (2) 安全管理者、衛生管理者、産業医等安全衛生担当者の職務励行
- (3) 安全朝礼、作業開始前ミーティングの実施
- (4) 安全衛生旗の掲揚、「ゼロ災55」スローガンの掲示、「ゼロ災55」リーフレット等による安全衛生意識の高揚
- (5) 「安全「見える化」とっとり運動」の取組の実施

- (6) 危険性・有害性の調査（リスクアセスメント）によるリスクの評価及びこれに基づく安全衛生対策の実施
- (7) 5S（整理・整頓・清掃・清潔・しつけ）活動、危険予知活動の推進と活性化
- (8) 積雪・凍結時における安全対策の徹底
- (9) 定常・非定常作業における作業手順の見直し
- (10) 交通危険予知訓練等の交通労働災害防止対策の実施
- (11) 高年齢労働者の特性に配慮した職場環境の改善
- (12) 高年齢労働者の健康や体力の状況の把握と対応
- (13) 効果的な安全衛生教育の実施
- (14) 心の健康づくり計画の策定及びストレスチェックの実施
- (15) 健康診断と事後措置の実施
- (16) 長時間労働者に対する医師等による面接指導等の実施
- (17) 年末無災害運動推進大会等の実施
- (18) 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリストを活用した対策の実施

6. 労働災害防止団体等の実施事項

- (1) 本運動の広報
- (2) 関係事業場への「事業場の実施事項」の周知
- (3) 「事業場の実施事項」に関する指導援助
- (4) 関係事業場への安全衛生パトロールの実施
- (5) 安全衛生教育の実施促進

7. 労働局・労働基準監督署の実施事項

- (1) 本運動の広報
- (2) 安全衛生パトロール、安全衛生講習会等の実施
- (3) 労働災害防止団体等の行う災害防止活動に対する指導援助

8. 主 唱

鳥取労働局、鳥取・米子・倉吉労働基準監督署

9. 協 賛

一般社団法人鳥取県労働基準協会及び東部・西部・中部支部
建設業労働災害防止協会鳥取県支部
鳥取県木造家屋等低層住宅建築工事安全対策委員会
陸上貨物運送事業労働災害防止協会鳥取県支部
林業・木材製造業労働災害防止協会鳥取県支部
一般社団法人鳥取県採石協会
公益社団法人建設荷役車両安全技術協会鳥取県支部
独立行政法人労働者健康安全機構鳥取産業保健総合支援センター
一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会鳥取支部
鳥取県建設工事関係者労働災害防止連絡会議

「ゼロ災55」無災害運動

運動期間 令和2年11月7日(土)～12月31日(木)の55日間

【令和2年度スローガン】

1つ1つの確認と 1人1人の心掛け
ゴーゴー
 みんなで築く 55ゼロ災

※本スローガンは 三洋テクノソリューションズ鳥取(株) 樋口美紀 氏の作品です。

令和2年度(第32回)「ゼロ災55」無災害運動実施要綱 (抄)

ゼロ災55「6つの柱」

- ・墜落・転落災害防止対策の推進
- ・転倒災害防止対策の推進
- ・はさまれ・巻き込まれ災害防止対策の推進
- ・交通労働災害防止対策の推進
- ・エイジフレンドリーガイドラインによる取組の推進
- ・健康確保対策の推進

災害防止団体等の実施事項

- ・本運動の広報
- ・関係事業場への実施事項の周知
- ・事業場の実施事項に関する指導援助
- ・関係事業場に対する安全衛生パトロールの実施
- ・安全衛生教育の実施促進

労働局・労働基準監督署の実施事項

- ・本運動の広報
- ・安全衛生パトロール、安全衛生講習会等の実施
- ・労働災害防止団体等が行う災害防止活動に対する指導援助

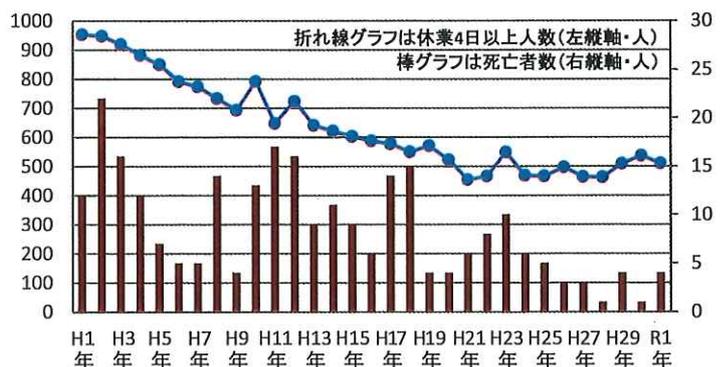
事業場の実施事項

- ・経営トップによる職場安全衛生パトロールの実施
- ・安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、産業医等安全衛生担当者の職務励行
- ・安全朝礼、作業開始前ミーティングの実施
- ・安全衛生旗の掲揚、「ゼロ災55」スローガンの掲示、「ゼロ災55」リーフレットの活用等による安全衛生意識の高揚
- ・安全「見える化」ととり運動への取組の実施
- ・危険性・有害性の調査(リスクアセスメント)によるリスクの評価及びこれに基づく安全衛生対策の実施
- ・5S(整理・整頓・清掃・清潔・しつけ)活動、危険予知活動の推進と活性化
- ・積雪・凍結時における安全対策の徹底
- ・定常・非定常作業における作業手順の見直し
- ・交通危険予知訓練等の交通労働災害防止対策の実施
- ・高齢労働者の特性に配慮した職場環境の改善
- ・高齢労働者の健康や体力の状況の把握と対応
- ・効果的な安全衛生教育の実施
- ・心の健康づくり計画の策定とストレスチェックの実施
- ・健康診断と事後措置の実施
- ・長時間労働者に対する医師による面接指導及び必要な就業上の措置等の実施
- ・年末年始無災害運動の推進大会等の実施
- ・職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリストを活用した対策の実施

主唱:鳥取労働局 鳥取・米子・倉吉労働基準監督署

協賛:鳥取県労働基準協会及び東部・西部・中部支部
 建設業労働災害防止協会 鳥取県支部
 鳥取県木造家屋等低層住宅建築工事安全対策委員会
 陸上貨物運送事業労働災害防止協会 鳥取県支部
 林業・木材製造業労働災害防止協会 鳥取県支部
 鳥取県採石協会
 建設荷役車両安全技術協会 鳥取県支部
 労働者健康安全機構 鳥取産業保健総合支援センター
 日本労働安全衛生コンサルタント会 鳥取支部
 鳥取県建設工事関係者労働災害防止連絡会議

労働災害による被災者数の推移



ゼロ災55 「6つの柱」

1 墜落・転落災害防止対策の推進

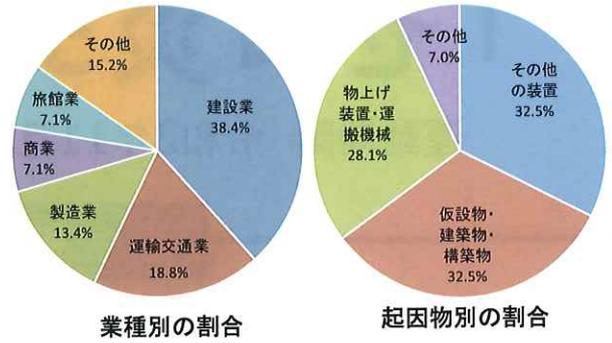
令和元年に発生した墜落・転落災害は112人で全被災者の22.0%を占めました。業種別では建設業が最多となっています。続いて、運輸交通業、製造業、商業及び旅館業の順です。

また、起因物についてみると、「その他の装置」と「仮設物・建築物・構築物」が同率最多で、「物上げ装置・運搬機械」と続きます。具体的には「その他の装置」は、はしご・脚立によるものがほとんどを占めています。「仮設物・建築物・構築物」は階段、足場、屋根・梁などが大半です。また、「物上げ装置・運搬機械」は、トラックが大半を占めています。

墜落・転落災害では75.9%が骨折しており、そのうち80%が休業が1か月以上見込まれる災害となっています。

墜落・転落災害は、建設業以外の業種でも発生しています。

墜落・転落災害を防止するためには、安全な作業場所の確保、高所での手すりの設置、トラック荷台上作業時の安全確保対策、はしご・脚立の適切な使用などに留意する必要があります。



労働安全衛生規則の規定

【運搬機械等関係】

- ・ フォークリフト等の荷役運搬機械は、乗車席以外の場所に労働者を乗せないこと（151条の13）
- ・ 最大積載量5トン以上のトラックの荷の積み卸し作業を行うときは床と荷台の間に昇降設備を設け（151条の67）、作業者に保護帽を着用させること（151条の74）

【建設工事等関係】

- ・ 高さ2m以上の作業場所には安全な作業床を設けること（518条）
- ・ 高さ2m以上の作業床の端等には手すり等を設置すること（519条）
- ・ 高さ、深さが1.5mを超える箇所で作業を行うときは安全な昇降設備を設けること（526条）
- ・ 墜落の危険のある場所に関係労働者以外の労働者を立ち入らせないこと（530条）
- ・ 足場における高さ2m以上の作業場所には、規則で定められた要件を備えた作業床を設けなければならないこと（563条）

2 転倒災害防止対策の推進

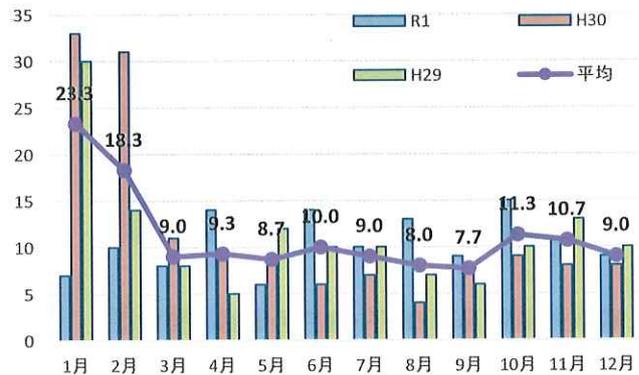
転倒災害は毎年多く発生する事故の型です。令和元年に発生した転倒災害による休業4日以上 の被災者数は126人で全被災者の24.8%を占めました。過去3年間の月別転倒災害発生状況を見ると、1月、2月に多く発生していますが、他の月においても10人前後で発生しており、年間を通じた転倒防止対策の取組が必要です。

転倒災害を防ぐには

転倒災害の種類は、大きく「**滑り**」、「**つまずき**」、「**踏み外し**」の3種類に分けられます。

「**滑り**」の主な原因には、床に滑りやすい素材が使用されている状態、床に水や油が飛散している状態、床にビニールや紙などの滑りやすい異物が落ちている状態など、「**つまずき**」の主な原因には、床に段差や凹凸がある状態、床に荷物や商品などを放置している状態など、「**踏み外し**」の主な原因には、大きな荷物を抱えるなど足元が見えない状態などがあり、いずれの場合もこれらの原因を認識していないときに災害が発生しています。このため、転倒災害を防止するポイントとして、「**5S（整理、整頓、清掃、清潔、しつけ）の実施**や「**転倒しにくい作業方法**」を実践しましょう。

過去3年間の月別転倒災害発生状況(人)



労働安全衛生規則の規定

- ・ 作業場へ通ずる場所や作業場内には安全な通路を設けて、常時有効に保持すること（540条）
- ・ 主要な通路には、通路であることを示す表示を行うこと（540条）
- ・ 通路は通常の通行が出来る程度の採光や照明を行うこと（541条）
- ・ 屋内の通路は、用途に応じた幅を確保すること、つまずきやすべりなどの危険を除くこと（542条）
- ・ 機械と機械の間、機械と設備の間の通路は幅を80センチメートル以上にすること（543条）
- ・ 作業場の床面はつまずきやすべり等の危険が無いものとする（544条）

※ 厚生労働省HPの「**STOP！転倒災害プロジェクト**

(<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/tentou1501.html>) も参考にしてください。



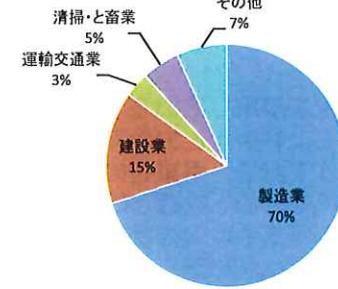
3 はさまれ・巻き込まれ災害防止対策の推進

令和元年に発生した、はさまれ・巻き込まれ災害による被災者数は60人で、全被災者の11.8%を占めました。業種別では製造業が最多で、はさまれ・巻き込まれ災害の70.0%を占めました。また、起因物別では、加工機械、建設機械などの「動力機械」が最多で全体の60.0%を占めました。また、コンベア、フォークリフトなどの「物上げ装置、運搬機械」も20.0%を占めました。

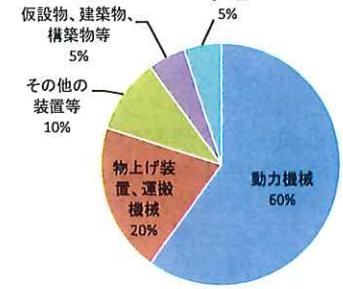
災害防止対策の基本は、機械の回転部等へのカバーの設置、自動運転の機械の可動部への立入禁止、回転部分や刃部を清掃する際の機械停止の励行・徹底、共同作業時の合図の徹底、運転者・操作者からの死角の安全確認等々があります。

なお、回転部分や刃部の清掃に当たっては機械が完全に停止したことを確認した上で作業を行う必要があります。

業種別の割合



起因物別の割合



労働安全衛生規則の規定

【動力機械等関係】

- ・ 動力で動作する回転部分等にはカバー等を設けること（101条）
- ・ 動力機械の掃除、修理等を行う場合は運転を停止すること（107条）
- ・ ボール盤等での作業時は手袋の使用を禁止すること（111条）
- ・ プレス機械等のスライド（可動）部分、作動部分に囲い等を設けること（131条、147条）
- ・ 動作中の産業用ロボットに接触することによる危険がある箇所には柵、囲い等を設けること（150条の4）

【荷役運搬機械等関係】

- ・ あらかじめ使用する機械や作業場所に応じた安全な作業計画を定めること（151条の3）
- ・ フォークリフト等を使用して作業を行うときは機械や荷に接触する危険場所に立入らせないこと（151条の7）
- ・ フォークリフト等の運転位置から離れる場合は、フォーク等の荷役装置を最低降下位置に置き、エンジンを停止して、サイドブレーキを確実にかけるなどの措置を行うこと（151条の11）

【車両系建設機械関係】

- ・ 運転中の車両系建設機械に接触するおそれのある箇所に労働者を立ち入らせてはならないこと（158条）

4 交通労働災害防止対策の推進

令和元年に発生した交通事故による労働災害の被災者数は26人で全被災者の5.1%を占めました。業種別では建設業及びその他の事業がいずれも6人（23.1%）、通信業が5人（19.2%）、金融・広告業が4人（15.4%）等となっています。建設業、通信業など主に自動車等を使用する業種で発生していますが、その他の事業に含まれる警備業においては道路上で交通誘導の際に発生しています。

交通労働災害の防止のためには、組織的に安全運転、交通法規の遵守等の気運を高めるための取組が重要です。

また、過去10年間で（平成22年～令和元年）の死亡労働災害を事故の型別で分類すると、交通事故が10人（22%）で、墜落・転落に次ぎ多く発生しています。交通事故は被災の程度が重篤となる傾向があります。

過去10年間の死亡災害の事故の型別割合（数字は人数）



「交通労働災害防止のためのガイドライン」では、

- ・ 安全衛生管理体制の確立
- ・ 適正な労働時間管理
- ・ 安全教育の実施
- ・ 安全意識の高揚対策の実施

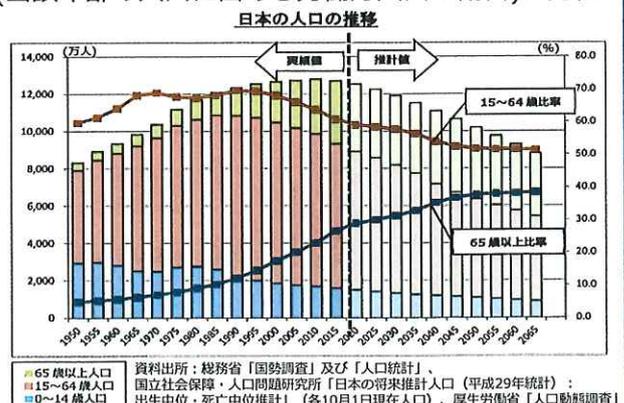
などを求めています。

5 エイジフレンドリーガイドラインによる取組の推進

近年、人口減少の一方で、女性や高齢者の就業参加が進んだことにより、全国の雇用者数は2013年から2018年の5年間で369万人増加し、同期間における55～64歳の労働力率（当該年齢の人口に占める労働力人口の割合）は男性で0.5%ポイント、女性で9.9%ポイント増加しています。その背景として近年の人手不足感の中で女性や高齢者の雇用の場が広がったことや、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づく高齢者雇用確保措置への対応が進んだことなどが考えられます。

35歳～64歳の男女を対象とする内閣府の意識調査では、60歳を過ぎても働きたいと回答した人が全体の81.8%、65歳を過ぎても働きたいと回答した人が50.4%を占めており、高齢者の就労は今後も増えることが見込まれています。

事業場から提出される労働者死傷病報告の集計結果により、労働災害による休業4日以上死傷者数のうち60歳以上の労働者が占める割合が、近年増加傾向にあり、2018年においては26.1%となり、2008年の18.0%から8.1%ポイント増加しています。

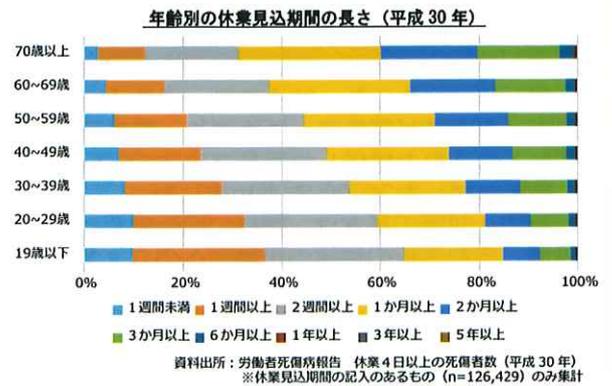


労働者千人当たりの災害件数（千人率）をみると、男女ともに最少となる25～29歳と比べ、65～69歳では男性で2.0倍、女性で4.9倍と高くなっています。また、年齢別の休業見込期間では、それぞれの年齢層の災害発生件数を100として、その休業見込期間を比較すると、年齢が高くなるほど休業見込期間が長くなる傾向が見られます。

このような背景から厚生労働省では、「高年齢者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン）を策定しました。

このガイドラインは高年齢者を現に使用している事業場やこれから使用する予定の事業場において、事業者と労働者に求められる取組を具体的に示したものとなっており、事業者に対して、①安全衛生管理体制の確立、②身体機能の低下を補う設備・装置の導入等職場環境の改善、③高年齢労働者の健康や体力の状況の把握、④高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応、⑤安全衛生教育の実施を求めています。また、労働者に対して、自らの身体機能の変化が労働災害リスクにつながり得ることを理解し、健康や体力の維持管理、定期健康診断や特定健康診査の受診、食習慣や食行動の改善などを求めています。

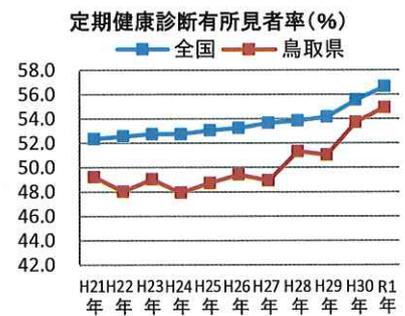
厚生労働省HPでは、ガイドラインの詳細のほか、補助金、セミナーなどの情報も掲載していますので、ご確認ください。



6 健康確保対策の推進

労働安全衛生法では、事業者は常時使用する労働者を雇い入れる際に「雇入れ時の健康診断」を、また雇入れ後は1年以内ごとに1回、有害業務等一定の業務に従事する労働者には6月以内ごとに1回、定期的に「健康診断」を行うこととされています。これらの健康診断を行った後は、

- ① 健康診断の結果、所見がある労働者については健康を保持するために必要な措置について医師の意見を聴き、聴取した医師の意見を健康診断個人票に記載すること
 - ② 事業者は医師の意見を勘案し、必要がある場合は、労働者の意向を踏まえた上で、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮など就業上の措置を講じること
 - ③ 健康診断の結果、特に健康の保持が必要と認められる労働者に対して医師又は保健師による保健指導を行うよう努めること
- とされています。なお、産業医の選任義務のない労働者50人未満の事業場では、地域産業保健センターの産業医を利用して医師の意見を聴くことができます。



安全「見える化」とっとり運動

安全の「見える化」は、職場に潜む危険や安全衛生情報を写真や注意書きなどにより「目に見える形」にする効果的な安全衛生活動の取り組みです。

①危険を防止するための「見える化」

見えない危険を絵や文字で「見える化」することで、現場の労働者の自らの気づきを促します。



②安全衛生情報の「見える化」

ルールなどの情報を「見える化」することで、作業を安全で合理的に行うことができます。



③安全衛生活動の「見える化」

安全衛生活動を「見える化」することで、安全衛生レベルが上がります。



「ゼロ災55」無災害運動 実施中

期 間 令和2年11月7日(土)～令和2年12月31日(木)

スローガン 「1つ1つの確認と 1人1人の心掛け
みんなで築く 55ゼロ災」

ご安全に!!



ゼロ災55「6つの柱」

- ・ 墜落・転落災害防止対策の推進
- ・ 転倒災害防止対策の推進
- ・ はさまれ・巻き込まれ災害防止対策の推進
- ・ 交通労働災害防止対策の推進
- ・ エイジフレンドリーガイドラインによる取組の推進
- ・ 健康確保対策の推進

鳥取労働局/鳥取・米子・倉吉労働基準監督署 (令和2年11月)

★このポスターは、鳥取労働局ホームページに掲載しておりますのでダウンロードしてお使いください。